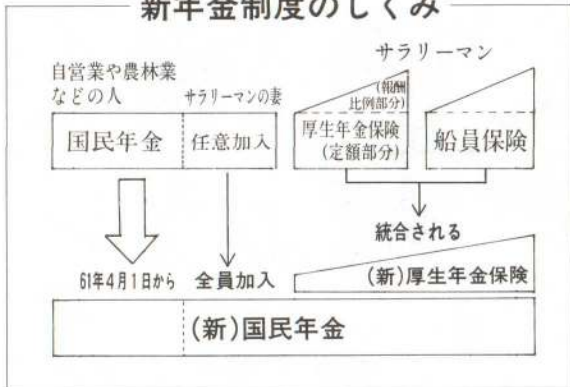


この4月1日から

国民年金は大きく変わります

— すべての人に基礎年金を —

新年金制度のしくみ



高齢化社会が進むなかで、万一のときや老後を安心して暮らすために、年金に寄せる期待はますます大きくなっていきます。しかし、今のままで年金制度を続けていくと、四十年後には現役世代が負担する保険料は、今の四倍程度に増やさなければなりません。そこで、これからの年金と保険料のバランスをとり、高齢化社会のピークを迎える二十一世紀前半を乗りきるため、国民年金が大きく変わります。この四月からスタートする新しい国民年金制度のあらましをお知らせします。

年金と保険料のバランスを

給付と負担の適正化

現在、六十五歳以上の高齢者は十人に一人ですが、二十五年後には五人に一人、つまり一人の年金受給者を四人で支えることとなります。それに、現在の年金受給者の平均加入期間は三十二年ですが、これからは、ほとんどの人が四十年近く加入することになり、年金

額も増大します。こうして年金を受ける世代と保険料を納める世代とのバランスがとれなくなります。そこで、これからの年金と保険料負担のつりあいを保ち、二十一世紀の高齢化社会にも健全な年金制度を運営していくこうとするものが新年金制度なのです。

みんなが

国民年金に加入

基礎年金制度の導入

二十歳から六十歳未満の方は、全員、国民年金に加入します。現在の国民年金に自営業者等が加入しているサラリーマンやその奥さんも加入することになります。したがって厚生年金加入のサラリーマンは、国民年金と厚生年金に二重加入となり、現在の厚生年金の「定額部分」が国民年金に変わり、厚生年金は給料に応じて保険料を負担する「報酬比例部分」を受け持つ、二階建ての年金になります。このように、国民みんなが加入した新制度から支給されるのが、「基礎年金」です。

奥さん名義の年金が持てます

婦人の年金権の確立

改正前の制度では、サラリーマンの奥さんは、任意加入しない限り、自分名義の年金は持てませんでした。新制度では、サラリーマンの奥さんを含む国民が国民年金に加入することになり、それぞれの名義の基礎年金の支給を受けることができるようになります。これにより、万一サラリーマンの奥さんが離婚したり、障害者となった場合でも、従来のように国民年金に任意加入してないと無年金になるということはありません。老齢基礎年金や障害年金の支給を受けることができるようになります。

障害基礎年金の適用を拡大

障害年金の充実

二十歳未満で障害者となった方は、今までは二十歳を過ぎても低額の障害福祉年金しか受けられませんでした。これらの方々も改正後は、二十歳以後に障害者となった方と同額の障害基礎年金が支給されることとなりました。

▽障害基礎年金

- 1級 月額62,500円 (改正前38,400円)
 - 2級 月額50,000円 (改正前25,600円)
- ※59年度の価格です。

市長の対話ノート

「食」からの出発



No.127

貿易摩擦を中心に、さらにそれに関連した問題の解決策の確立は、日本の政治の急務です。

多くの困難や議論があるうとも、根本は「市場の開放」と「内需の拡大」より方法はないし、それに必要な国内対策をしていただくしかないと思います。

農業も例外ではありません。独立国として食糧の安全確保や自給量の一定確保は当然ですが、その事だけを強調する余り、自助努力によるコストダウンを否定したり、安易な助成策だけに頼ってはいられない時でもあります。米をはじめ農産物は作れば売れる時代は終わりました。売れるものを作らなければならなくなったのです。その売れるものとは、嗜好(しこう)、健康、安全性から選択される時代になったのです。

果して今まで、どれだけ真剣にこのことを考えて来たのでしょうか。男女雇用平等法が施行されて婦人の働く機会はますます多くなり、そのことから家庭の食卓も当然の事ながら変化します。食の生産の根拠が農であるならば、この変化を無視して農業は成り立ちません。

この変化こそが、これからの農業の出発点になるのではないのでしょうか。自ら開く新しい農業は、これをどう生かすかにかかっています。

伊山健治郎